

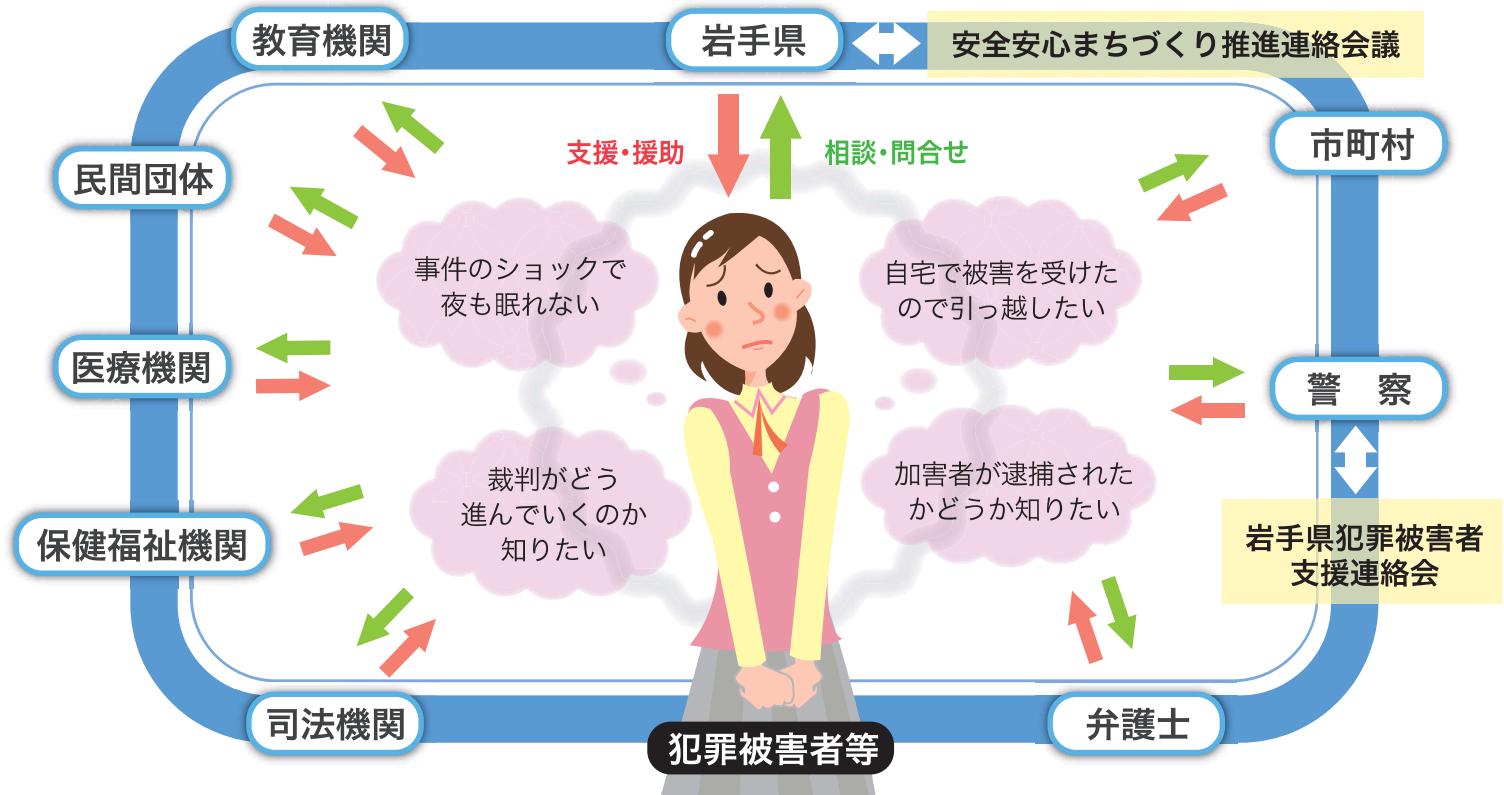
犯罪被害者やその家族をみんなで支える社会をつくりましょう

岩手県では、平成20年12月に「岩手県犯罪被害者等支援指針」を策定し、犯罪被害者等のセーフティネットをつくるため、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等に対する支援と犯罪被害者等を支える社会づくりに取り組んでいます。

基本目標

- 1 犯罪被害者等が、個人の尊厳を重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇がなされること。
- 2 犯罪被害者等のための施策が適切に講じられ、関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れなく受けることができること。

※ 犯罪被害者等：犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った人及びその家族又は遺族



犯罪被害者等の日常生活を支えるために

相談・情報提供を充実

- 犯罪被害者等に必要な相談窓口の整備・充実を図ります
- 支援策に関する基礎的な情報を提供します

苦痛や負担の軽減支援

- 損害賠償請求手続や経済的な支援を行います
- 精神的・身体的被害の回復を支援します
- 安全を確保し、生活を立て直すための支援を行います

支援に携わる人の資質の向上

- 県職員、警察官、教職員等の一般研修を行います
- 市町村職員や民間団体の研修を支援します

犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて

県民理解の醸成

- ホームページや各種の広報活動、イベント、研修を通じ、啓発します
- 機会をとらえ、児童生徒に命の大切さを教えます

民間団体に対する支援

- 被害者支援団体の育成と活動を支えます

関係機関・団体の連携のために

- 関係機関・団体がお互いの役割をわかりあうようにします
- よりきめ細かく継続的な支援ができるよう、協力・連携できる体制づくりを図ります
- 情報提供などにより市町村との連携を深めます